

## ◆問合せ先

下北地域県民局県税部納税管理課  
☎ 0175-22-8581

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料免除等の申請について

令和5年度分(令和5年7月分から令和6年6月分まで)の免除等の申請受付は令和5年7月1日から開始されています。年金事務所または役場の国民年金担当窓口(住民課 住民グループ)へご相談ください。

### 国民年金保険料の追納をおすすめします ～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページに掲載されております。

## ◆問合せ先

日本年金機構むつ年金事務所  
☎ 0175-22-4947  
東通村住民課住民グループ  
☎ 0175-33-2135

## 夏の交通安全運動

期間 7月21日～31日(11日間)

自動車の交通事故死亡事故が全国で多発しています。今年、4月1日からは道路交通法の改正により自動車のヘルメット着用が努力義務になっています。事故によるケガなどを防止するためヘルメットの着用を行いましょ。

夏の交通安全運動期間中に以下の重点目標で交通安全運動を進めます。

- ①こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と安全運転意識の向上
- ②自動車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- ③すべての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ④飲酒運転の根絶と妨害運転の防止

この活動を支えているのは会員のみなさまの会費と協賛金です。

みなさまのご支援とご協力をお願いします。

**会員会費は『年間600円』**

**協賛金は一口『5,000円から』**

免許更新時及び平日に受付しております(8:30～17:00)。

## ◆受付・問合せ先

むつ警察署内 むつ地区交通安全協会  
☎ 0175-23-6742

●均等割額はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

(2)令和5年度保険料の軽減措置について

### ◆所得が低い方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。

【世帯の所得額の合計】 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下 【軽減割合は7割】
【世帯の所得額の合計】 43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下 【軽減割合は5割】
【世帯の所得額の合計】 43万円+(53,500円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下 【軽減割合は2割】

※2 給与所得者等(給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

### ◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。

・所得割額の負担はありません。

●被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

●世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

## 4 保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、税務課窓口へお早めにご相談ください。

## ◆問合せ先

東通村税務課 国民健康保険G  
☎ 0175-33-2134  
青森県後期高齢者医療広域連合  
☎ 017-721-3821

## 青森県インターネット公売実施中

県では、インターネットオークションを利用して、県税滞納者から差し押さえした財産の売却を行う『インターネット公売』を実施しております。

不動産をはじめ、自動車や貴金属、携帯型ゲーム機などの多様な財産が購買の対象となり、落札されています。

青森県以外にも、全国の地方自治体から多数出品されていますので、ぜひご参加ください。

# お知らせ

# 募集

# イベント情報



## お知らせ

### 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

#### 1 『被保険者証』の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。 ※令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

お手元に届きましたら、記載内容をご確認下さい。期限の切れた被保険者証は破棄するか税務課窓口へ返還してください。

#### 2 『限度額適用・標準負担額減額認定証』及び「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口へ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口へ「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続の必要はありません。

新たにこれら認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの(通知カードまたは個人番号カード)を持参の上、税務課窓口で手続きしてください。

#### 3 令和5年度の保険料

(1) 令和5年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額]
44,400円 +
所得割額 [所得に応じて納める額]
基礎控除額の所得(※1)×8.80% =
保険料額 [限度額66万円]